

令和7年度三重県ケアプランデータ連携システム活用促進 モデル地域づくり事業委託業務仕様書

1 事業目的

急速に進む高齢化によって介護サービスの需要が高まる一方、人口減少により介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護サービス事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっている。

そこで介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、県が選定するモデル地域において、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、モデル地域内における介護サービス事業所における生産性向上の取組を推進するとともに、その導入過程を好事例として他の介護事業所に横展開することで、県内全体での連携システムの活用促進を図る。

2 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務委託内容

(1) 介護サービス事業所に対する連携システム導入のための伴走支援

県が選定する4つのモデル地域（四日市市、松阪市、伊勢市、志摩市）において、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）に直接介入し、連携システム導入の完了まで支援を行うこと（伴走支援する事業所数は、モデル地域ごとに最大100か所程度と想定している）。

導入にあたっては、必要に応じて連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

また、連携システム導入の阻害要因として、事業所における現場ルーティンの変更への抵抗感や利用方法がわからないなどの背景があることを踏まえて、利用促進に繋がる具体的かつ実務的な利活用方法を提案すること。

なお、対象事業所への介入方法は、個別訪問の実施、コールセンターの設置、グループ別研修会の開催など、有効と考える手法を提案すること。

- ・各対象事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール

※令和7年6月1日（日）からライセンス料を1年間無料とする「フリーパスキャンペーン」の申込勧奨を行うこと。

- ・介護ソフト導入支援及び介護ソフト設定確認

※連携システム導入予定の対象事業所が使用している介護ソフトがケアプランデータ連携非対応であれば、対応している介護ソフトに乗り換える費用を対象経費とすることができる。

・連携システムの使用方法の個別レクチャー 等

(2) 介護サービス事業所に対する事業説明会の開催

対象事業所向けに連携システムの導入効果や事業目的を周知する説明会をモデル地域ごとに1回以上開催すること。

なお、受託事業者が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費（デモンストレーション用PC、ディスプレイ、デモ用介護ソフトの購入費用、電子証明書費用、ポスター、リーフレット、看板等）を対象経費とすることができる。

また、開催方法は任意（対面、オンライン、対面とオンラインのハイブリッド開催等）とし、受託者において最も効果的かつ多くの参加が期待できる方法を提案すること。なお、オンライン（ハイブリッドも含む）の場合、使用するオンラインツールや配信方法についても提案すること。

(3) モデル事業所（グループ）へのヒアリング調査・タイムスタディ調査の実施

他の介護サービス事業所等への横展開が期待できるモデル事業所（グループ）をモデル地域ごとに1事例以上選定し、ヒアリング調査やタイムスタディ調査等を通じて、連携システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証するなどの調査を実施すること。

連携システムの導入促進に繋がる効果測定を行うなど、他の介護サービス事業所等への横展開に有効と考える手法を提案すること。

なお、実施にあたっては、積極的なモデル事業所（グループ）づくりやタイムスタディ調査・ヒアリング調査等、取組を主導する事業所に対して受託事業者から謝礼金等を支払うことができる。

(4) 成果発表会の開催

モデル地域の取組成果を県内の介護サービス事業所等に横展開し、本システムの利用促進を図ることを目的とした成果発表会を1回開催する。

また、開催方法は任意（対面、オンライン、対面とオンラインのハイブリッド開催等）とし、受託者において最も効果的かつ多くの参加が期待できる方法を提案すること。なお、オンライン（ハイブリッドも含む）の場合、使用するオンラインツールや配信方法についても提案すること。

(5) 好事例集の作成

伴走支援により連携システム導入の効果測定等を行ったモデル事業所（グループ）の県内4事例及び事業説明会・伴走支援の実施状況について、報告書形式の好事例集とまとめ、電子データ（CD-R・メール等）1部と紙（A4両面）30部を提出すること。

4 業務完了報告

受託者は、各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を、委託者に提出するものとする。

(1) 提出期限 令和8年3月31日(火)

(2) 提出先 三重県医療保健部長寿介護課
(三重県津市広明町13番地)

(3) 提出方法等

電子データ(CD-R・メール等)1部と紙(A4両面)1部を提出するものとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にするるとともに、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

る。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。

オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権等

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
 - ク 前項の著作人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
 - ケ 本条における著作権の譲渡、著作人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
 - コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
 - サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
 - シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。
- (7) 留意事項
- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班

担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262

ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp